

## 第6号議案

### 令和4年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計予算

令和4年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,714千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和4年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 繰越金		5,102
	1 繰越金	5,102
2 諸収入		49,083
	1 預金利息	1
	2 貸付金元利収入	49,072
	3 雑収入	10
3 繰入金		34,653
	1 一般会計繰入金	34,653
4 県債		311,876
	1 県債	311,876
歳入合計		400,714

歳出

款	項	金額 (千円)
1 産業経済費		362,123
	1 小規模企業者等設備導入資金助成費	1,540
	2 中小企業高度化資金助成費	360,583
2 公債費		37,591
	1 公債費	37,591
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		400,714

第2表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
商業集団化等資金貸付費	311,876	普通貸借	年 9.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づく高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則に定める融資条件によるものとする。
計	311,876			